

蓮田市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、蓮田市において、この制度により登録をした者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

(注) 本人等 …… (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属するもの
(戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に蓮田市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - ・ 住民票の写し等の交付年月日
 - ・ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
 - ・ 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者）
- 4 登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 5 郵便又は信書便による登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、申込者本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券〔パスポート〕、個人番号カード〔マイナンバーカード〕等、本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。
- 6 転出、転居等により住所に変更が生じたとき、また、婚姻、縁組等により氏名に変更が生じたとき等登録をした内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は氏名、住所、その他登録した内容に変更があったときに変更届け出がない場合は、登録が廃止になる場合があります。